

はじめに

はじめに

1. 調査の背景と目的、範囲、工程

(1) 調査の背景と目的

中国政府は、経済発展のプレイヤーとして、又、余剰人員の受け皿としての中小企業の役割を認めて、中小企業振興政策に本腰を入れ始めた。

組織的にも、中央政府に国家経済貿易委員会に中小企業司が創設され、政策の基本的方向を検討中である。省・市レベルでも中央の基本的な方針を踏まえながら具体的な振興施策を立案し、実施していくことが求められている。

杭州市は中小企業活動が活発な中国沿海部の先進的・特徴的なモデル都市として、今後の更なる発展成長が期待されており、本調査によって中小企業の現状・中小企業政策の現状を調査し、中小企業育成の方向性と具体的な方策を提案し、今後の杭州市の中小企業振興政策の一助とし、また、中国政府の今後の中小企業振興政策の参考になることを目的としている。

本調査は単なる計画作りではなく、具体的に中小企業の診断・指導を行い、中小企業の経営の改善を行い、かつ診断・指導事例集を作成した。これら内容は、今後、中小企業振興に関係する杭州市政府及び関連機関の職員が中小企業の内容を知る上で重要であり、また、診断・指導結果の内、共通性のある問題等は、その内容を普及することも有効である。

本調査には、振興策の内、緊急性・有効性が高いものとして、中小企業ネットワークの創設と投資基金のアドバイザー・サービスをパイロット・プロジェクト（試行的）として実施した。

(2) 調査の範囲

対象とする中小企業は杭州市の製造業とし、企業規模は中国の中小企業の定義に従い、所有形態は国有、集団所有、私有等全所有形態とする。調査は中小企業振興政策、企業診断・指導とパイロット・プロジェクトから構成され、それぞれの関係は下記の通りである。

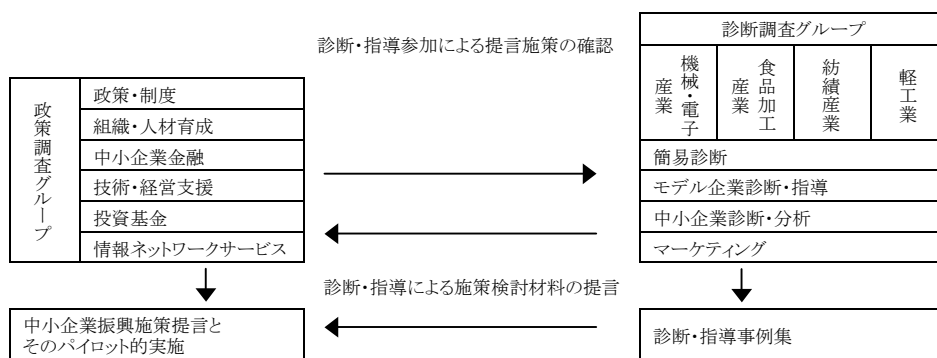


図 1 調査範囲

(3) 調査の工程

調査の工程は次に示すが、2000年9月より開始され2001年6月に終了した。

	9/22～10/7	10/8～12/23	12/1～12/28	2/11～3/16
日程	Step 1 国内準備作業 (15日)	Step 2 第1次現地調査 (77日)	Step 3 第1次国内作業 (15日)	Step 4 第2次現地調査-1 (34日)
活動	着手報告書作成 質問票作成	簡易企業診断 (50社) ワークショップ-1 モデル企業診断・指導	パイロット・プロジェクト	パイロットプロジェクト C/P 本邦研修 ワークショップ-2 モデル企業診断・指導
成果品	企業診断・ 指導事例集(案)	プログレスレポート(1)	インテリムレポート	プログレスレポート(2)

	5/25～6/15	8/9～8/20	10/1～10/10
VH 日程	Step 7 第2次国内作業-2 (10日)	Step 8 第3次現地調査 (12日)	Step 8 第3次国内作業 (10日)
活動		最終報告書(案)説明・協議 ワークショップ-3	
成果品	最終報告書(案) 診断・指導事例集(案)		最終報告書 診断・指導事例集

パイロット・プロジェクト

	12	1	2	3	4	5	6	7
中小企業 ネットワーク	12/14～23	1/14～23	2/11 ～ 3/24					
投資基金	12/10～18		2/11～19	3/8～16		5/16～24	6/20～	7/1

図 2 各調査ステージの日程と所要日数

2. 調査の成果

本調査は、杭州市関係者の絶大な御協力の下で、短期間ではあったが、以下のように相当な成果をあげることが出来た。杭州市中小企業振興政策は、緒についたところであり、中小企業振興に対する具体的な政策の作成、その為の組織の整備などに役立つことが出来れば望外なしあわせである。

- (1) 杭州市中小企業振興政策に対して、中小企業の抱える問題点・中小企業振興政策と実施組織（市政府組織・金融組織を含む）の現状を調査することにより改善すべき点を指摘し、改善案を提出した。改善案に必要な市の予算についても杭州市の要請により追加した。
- (2) 限定された範囲であるが、中小企業数社の診断・指導を行い、具体的な改善の効果をもたらした。診断・指導の結果については診断・指導事例集としてまとめた。又、診断・指導を通じて中小企業の持つ問題点を調査し、政策提言に反映させた。
- (3) パイロット・プロジェクトとして、中小企業ネットワークを設立した。これは、限定された期間と資金のなかで試行的に限定された内容について実施した。杭州市の努力もあり順調に立ち上がり、運転が継続され、中小企業振興の具体化に寄与している。今後、追加サービスを実施する場合でも、今回出来た組織を利用して拡大が可能であり、今後、中国の他の都市で中小企業ネットワークを設立する場合に有効である。
- (4) パイロット・プロジェクトとして、投資基金のアドバイザー・サービスを提供し、ハイテク以外の中小企業の近代化促進を目的としたリミテッド・パートナー(LPS)式投資基金設立の準備に協力した。このような目的のためで、かつLPS式投資基金は中国では始めてであり、実施に移されれば中国の中小企業向け直接金融に新しい道を開くことになる。その意味で、投資基金に対するアドバイザー・サービスはパイロット案件として大きな役割を果たす。

3. 報告書の構成

- (1) 要約：（これは中小企業振興政策に重点をおいたもので企業診断・指導は含まない）
- (2) 本文：大別すると、中小企業振興政策に関係する部分（第1章から第6章）と診断・指導に関する部分（第7章）を含む。第1章から第4章までは、現状と課題に対するものであり、第5章は対策を記述し、第6章にパイロット・プロジェクトの記述

をした。振興政策のまとめとして、第1章の前に、中小企業振興政策のまとめを入れた。診断事例集は別冊として提出した。関連図は下記の通りである。

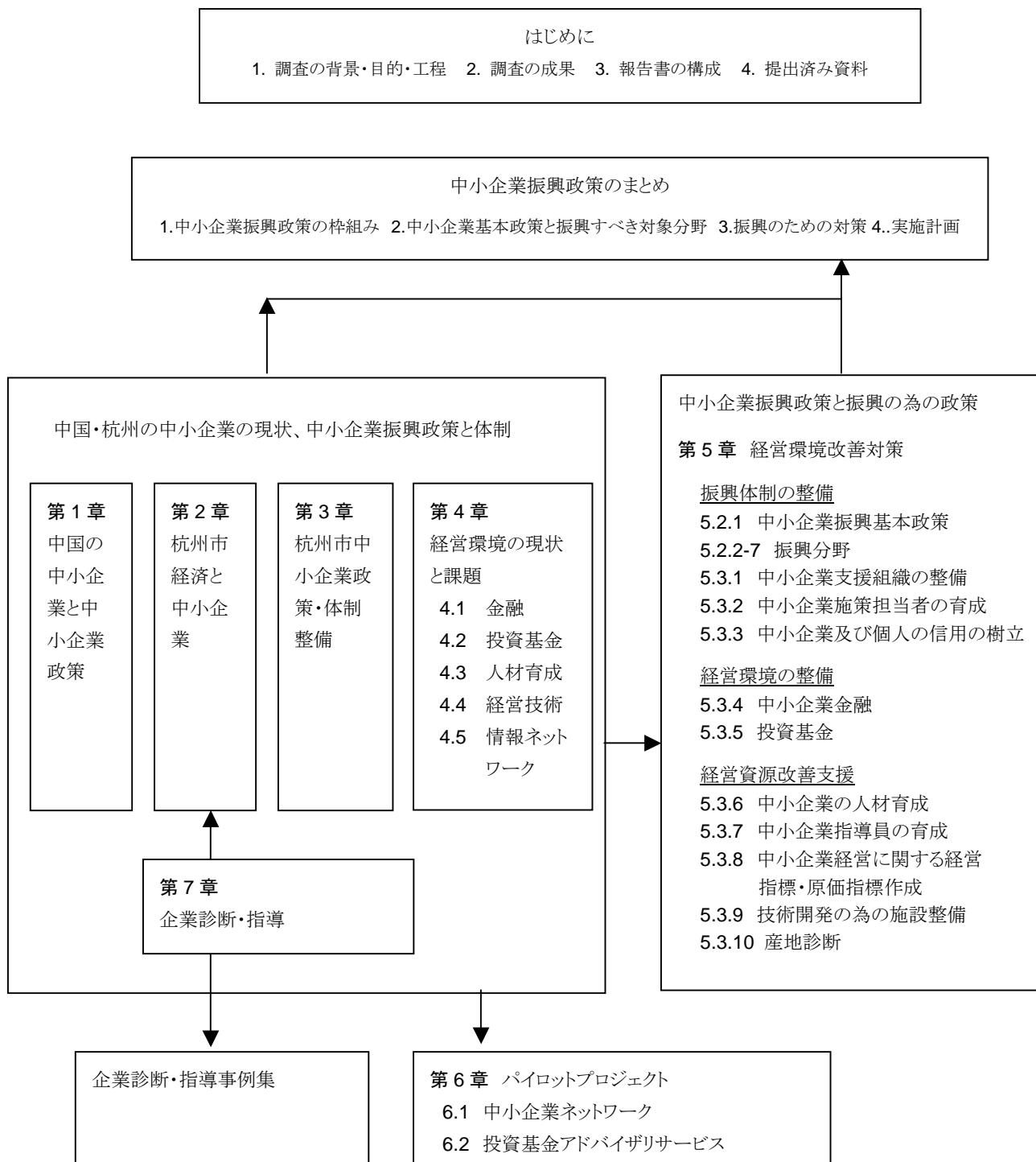


図 3 本文の構成

4. 調査実施中に提出した資料：

(1) 日本の中小企業振興政策に関連する資料

- 1) 中小企業振興策利用ガイドブックの他、新時代の中小企業政策・金融・税制・組合制度・技術開発・取引改善・小規模企業対策等、中小企業施策に関するパンフレット各種
- 2) 中小企業総合事業団の案内、中小企業大学校の研修事業・新事業開拓支援事業・中小企業支援センター等の中小企業総合事業団の事業内容等に関するパンフレット各種
- 3) アジア（インドネシア、韓国、マレーシア、ネパール、フィリピン、台湾、タイ、パプアニューギニア、日本）、アメリカ、ヨーロッパ各国の信用保管制度調査報告書各種
- 4) 中小企業診断士制度に関する解説（コピー）

(2) 診断・指導を実施する間に提供した資料

（食品工業）

第一次分（2000-11）

- 1) 暮らしのなかのバイオテクノロジー
- 2) 組換え農作物 早わかり Q&A
- 3) 暮らしと遺伝子組換え食品
- 4) バイオインダストリーの世界
- 5) 有機農産物と特別栽培農産物の生産・表示ルール
- 6) 四季の野菜 Vol. 1, 2, 3
- 7) JAS 制度の手引き
- 8) 缶・びん詰レトルト食品 Q&A
- 9) 日本缶詰協会のご案内
- 10) 麒麟麦酒のできること(環境保全活動)
- 11) 日本包装技術協会「暮らしの包装」
- 12) 青果物の最適保存条件表
- 13) 中国乾燥野菜の異物
- 14) 異物異常の発生状況（保健所調査）
- 15) 特定保健用食品ごあんない

- 16) 柴田科学(株)製品ダイジェスト
- 17) 柴田科学(株)携帯型水質測定機カタログ
- 18) ファンケル千葉生産工場の説明写真(品質管理と生産設備)

第二次分 (2001-3)

- 1) 乳製品3社(明治、森永、ヤクルト)製品カタログ
- 2) 粉末ビフィズス菌製剤
- 3) 豆腐製造機械2社(高井製作所、長沢機械製作所)
- 4) エクストルーダー機械(日本製鋼、神戸製鋼、スエヒロ EPM,)
- 5) 大豆加工中間品(日清製油、ホーネン製油、昭和産業)
- 6) 農林水産省 WTO 解説冊子(和文、英文)
- 7) 大分県「一村一品運動」解説冊子
- 8) 日本の煎餅(膨化菓子)サンプル1袋
- 9) メンマの瓶詰め(桃屋製)1瓶
- 10) 煮製品の真空パック製品(杉浦氏)
- 11) 筍の説明および調理法のコピー3種
- 12) 乳幼児用ベビーフードの解説コピー
- 13) 日本の排水処理基準の規制数値

(軽工業)

- 1) JIS-S6039 ボールペン油性中芯
- 2) JIS-S6054 ボールペン水性中芯
- 3) カタログ(三菱ボールペン)
- 4) 中国工場近代化計画調査(ガラスビン)報告書(JICA、1984年)の抜粋
- 5) 日本ガラスビン協会誌(2001年1、2月号)
- 6) 日本ガラスびん工場の検査工程図
- 7) ガラス製品製造業原価指標(中小企業庁)
- 8) 日本ガラスびん工場会社案内パンフレット
- 9) プラスチック製品製造業原価指標(中小企業庁)
- 10) JODC 専門家派遣手引書(中文)

(紡績産業)

- 1) 企業別組織図(案)

- 2) 5Sに関する資料
- 3) 品質管理用試験機器一覧表及びカタログ
- 4) 使用原綿品質試験結果（ウルムチ綿・USA綿）
- 5) 作業基準事例
- 6) 工程管理事例写真（荷造り作業を含む）
- 7) 生産流れ図（フローチャート）例
- 8) 作業基準作成表、標準作業表例

（機械・電子産業分野）

- 1) 減速機に関する日本各社のカタログ
- 2) （社団法人）自動車技術会学術講演会前刷集より軸受合金メタルに関する論文数点
- 3) 「原点の志向による工場改善」より軸受加工ラインの事例

(3) 診断・指導を実施した企業に対する診断カルテ

(4) 投資基金アドバイザー・サービス関連提出資料

- 1) リミテッド・パートナーシップ設立のチェックシート
- 2) 日本の投資事業有限責任組合の契約書雛型
- 3) VCのインセンティブスキームに関する調査
- 4) VCの投資回収出口に関する調査
- 5) 事業計画策定に関する考え方
- 6) 基金管理業務フロー
- 7) 企業評価マニュアル作成の考え方
- 8) WEBサイト構築の考え方

中小企業振興政策のまとめ

中小企業振興政策のまとめ

1. 中小企業振興政策の枠組み

(1) 中小企業振興政策の提案の背景・提案の内容は下記の通りである。

1) 提案の背景

中国政府は、中小企業振興政策を採用することになり、国家経済貿易委員会に中小企業司を設置し、海外の中小企業政策を学び、中国の現状に即した中小企業振興に関する考え方を示した。然し、まだ基本法は策定中で発表されていない。

中国政府の方針に従い杭州市にも、中小企業処が設置され、下部組織も設立された。

杭州市の中小企業政策の現状は以下の通りである。

- ① 中央政府で、中小企業振興に関する考え方が示されているが、杭州市はそれを基に、杭州市の状況を踏まえた中小企業基本政策を検討中の段階で、杭州市中小企業が必要とする支援策やそれを実施する体制が整備されていない。
基本政策には、中央政府の考え方に示されている様に、杭州市として振興すべき中小企業の選択、選択された中小企業への支援体制の整備が含まれる必要がある。
- ② 中小企業育成策は、市政府の各部門に分散され、中小企業対策として横断的に政策を立て、実行する体制になかった。そこで、中小企業処が経済委員会の下に設置されたが、各組織が実施すべき内容、それに応じた組織・人材などは緒についたばかりで未整備の状況である。人員もごく少数（4～5人）に過ぎない。また、中小企業処が出来ても、中小企業に関連のある市政府組織は多く、これらの間を調整する組織がなく、対策が個別に実施されている。
- ③ 杭州市の中小企業が抱える問題である人材不足・資金不足・情報不足などの問題に適切に対応する支援体制が出来ていない。

2) 中小企業振興の重要性と市政府の役割：

① 中小企業振興の重要性

1999年の杭州市の年間売上収入500万元以上の企業（工業）の中で、中小企業の占める割合は、企業数で96%（500万元以下を入れれば99%）、生産額で64%、従業員数で73%、利益税総額で46%であり、中小企業は杭州経済に大きく寄与している。更に、今回訪問した中小企業の例から見ても、輸出や製品開発における

中小企業の役割が顕著なことが認められる。以上の通り、杭州市にとって中小企業が果たしている役割は現状でも重要である。

一方で、今回調査団が訪問した中小企業は、資金不足・人材不足・情報不足・WTO加盟を目前とした対応策など、主として中小企業の規模に起因する問題（業種別、企業形態別ではなく）に直面している。これらの問題に対して杭州市政府が適切な支援策を講じた場合は、本来杭州市中小企業が有している力をさらに発展させ、中小企業が杭州市経済発展に大きく寄与することは明らかである。

② 市政府の役割

中小企業の発展のためには、杭州市政府として、中小企業が抱えている問題に対処するために①金融を含む経営環境の整備と②中小企業自身が改善すべき経営資源の改善のための支援が必要である。また、これらを杭州市政府が実施するためには、中小企業基本政策の策定（第5章）、振興のための具体的対策の設定（第5章）が必要で、その為の予算措置を講じることが不可欠である。

表 1 振興のための具体的対策と市政府の概略予算

	内容	必要年間予算	投資
中小企業振興体制の整備	組織の拡充(人材経費)	390 万元	
	人材の育成	4.8 万元(次年度から減少)	
中小企業及び個人の信用の樹立	優良企業の表彰	微少	
経営環境の整備	金融(信用担保機構)への政府出資		最低 2.5 億元
	投資基金(LPS)への政府出資		当初管理組織へ 200 万元
経営資源改善支援	中小企業人材育成補助	1.4 万元	
	指導員の育成	216 万元	
	経営・原価指標作成	2 万元	
	技術開発の施設整備		設備費 2000 万元、会社への投資 20 万元
	産地診断	24 万元(1 回)	
	中小企業ネットワーク(維持と発展)	3.8 万元	17 万元

3) 中小企業支援政策の目標：

杭州市の中小企業の直面している問題点に関して、適切な支援体制を整備することにより、杭州市の中小企業の発展を図り、杭州市の経済発展を促進する。

4) 目標達成の為の戦略：.

2)に記述した目標達成の為には、効率的な振興体制の整備（戦略1）が必要であり、金融を含む経営環境の整備（戦略2）と企業の経営資源の改善の為の支援（戦略3）が必要である。調査団はそれぞれの戦略に対して以下の提案を行う。

戦略1の振興体制の整備については下記を提案する。

- ① 中小企業振興基本政策策定
- ② 振興すべき中小企業分野の選択
調査団としては、杭州市の状況から以下の分野を提案する。
 - a. 国際競争力強化の必要な中小企業
 - b. 高技術型中小企業
 - c. 地域集約型中小企業
 - d. 部品産業中小企業
 - e. 初級産品加工型中小企業
 - f. 特定産業分野別中小企業
- ③ 支援すべき体制の強化
 - a. 組織の整備（中小企業関連組織の調整組織の設置、中小企業処と関連組織の強化）
 - b. 中小企業施策担当者の育成
- ④ 中小企業及び個人の信用の樹立

戦略2の経営環境の整備として下記を提案する。

- ① 金融（中小企業専門銀行設置、信用保証強化など）
- ② 投資基金（経済委員会によるベンチャー支援策など）

戦略3の経営資源の改善支援として下記を提案する。

- ① 中小企業の人材育成
- ② 指導員の育成（直ちに着手する対策として提案）
- ③ 中小企業経営調査と経営指標・原価指標の作成
- ④ 技術開発のための施設整備
- ⑤ 地域集約型産業育成のための産地診断（直ちに着手する対策として提案）
- ⑥ 中小企業ネットワークの設立（パイロット・プロジェクト）

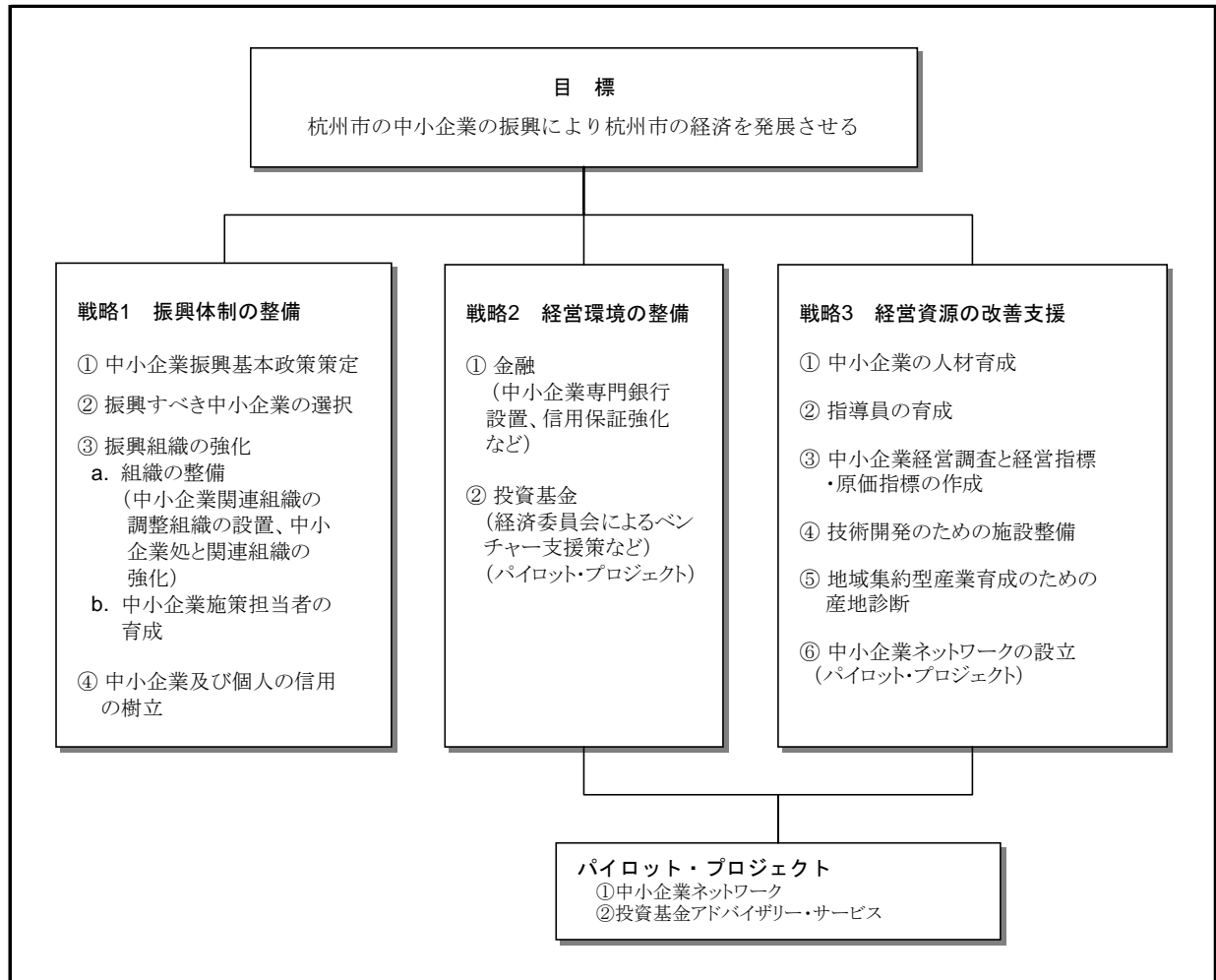


図 4 中小企業振興政策の目標と戦略

(2) 中小企業基本政策・振興すべき分野・振興すべき手段を作成するに当たっての考え方と診断を通じての中小企業問題点の概要は下記の通りである。

1) 現状と課題

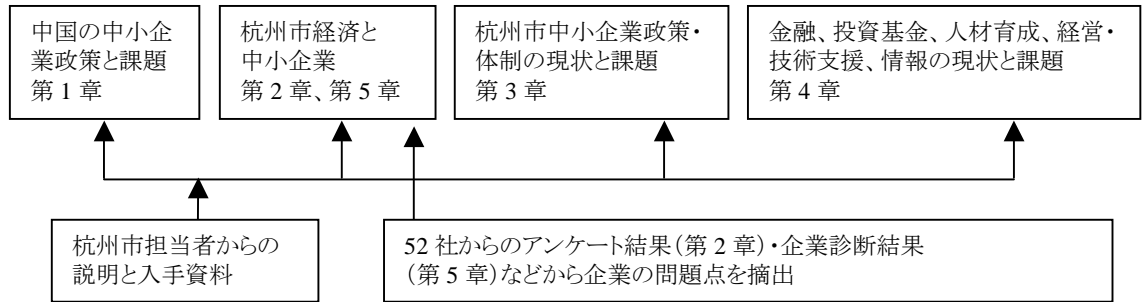


図 5 基本政策の考え方

2) 提案 (第6章)

表 2 中小企業支援のための提言

中小企業振興体制の整備					経営環境の整備		経営資源の改善					
中小企業振興基本政策策定 5.1	振興すべき中小企業の選択 5.2	支援すべき体制の強化(直ちに着手)			中小企業金融 5.3.4	投資基金 5.3.5 アドバイザリー・サービス 6.2	中小企業の人材育成 5.3.6	指導員の育成 5.3.7 (直ちに着手)	経営・技術改善			
		組織の整備 5.3.1	中小企業施策担当者の育成 5.3.2	中小企業及び個人の信用の樹立 5.3.3					経営指標・原価指標作成 5.3.8	技術開発の為に施設 5.3.9	産地診断 5.3.10 (直ちに着手)	中小企業ネットワーク(パイロット・プロジェクト) 6.1

3) パイロット・プロジェクト

表 3 パイロット・プロジェクト

振興すべき分野と提案項目	パイロット・プロジェクト
情報ネットワーク 4.5	→ 中小企業ネットワーク 6.1
投資基金への提案 5.3.5	→ 投資基金アドバイザリー・サービス 6.2

提案の内、下記項目は早期実施が望ましい。その理由は実施の可能性が高く、本調査との継続性が強いからである。

診断員養成： 今回調査において実施した企業診断・指導は効果をあげ、杭州市政府及び各企業から高い評価を受け、診断の継続を希望された。診断には、カンタ

一パートである中小企業処及び機械・電子、紡績、食品加工、軽工業の各会社の担当者が参加したほかに、浙江大学の先生や大学院の学生、浙江省生産力促進センターの専門家が参加して、診断の実際を経験した。中国では、診断のための人材育成の重要性から、国家科学技術員会が中小企業診断士（中国では師）制度の導入を準備中である。これも重要であるが、中小企業診断士の養成には数年を要する。従って、養成期間が半年の診断員制度の導入の早期実施を提案する。このことにより、各企業が望む診断の継続が可能になる。今回の調査で診断の基盤があるので、導入も容易と考える。

産地診断： 杭州市には自然発生的に、多くの地域集約型中小企業群がある。その一つが分水鎮のボールペン工場群である。本調査で実施した企業診断・指導の中に、この工場群に所属する企業が含まれていた。その企業を診断したことから、集約型中小企業群が抱える問題が明らかになり、同地区政府の要請もあり、同地区のボールペン会社数社に対し、アンケート調査と企業訪問を実施し、更に、同地区で特別のセミナーを開催した。従来、これら企業群にたいする市政府の支援は無かったが、グローバル化の波の中で、製品開発・市場開拓を含む域内の協力体制の再構築が必要となってきた。分水鎮にあった“あと染めの生地生産企業群”は対応が遅れ衰退して行った。早期に、地域集約型中小企業群に対する対策が必要である。共同組合の育成のための政策が必要であるが、それなりに時間がかかる。分水鎮では、今回調査で協力の必要性を認識しているので、産地診断を行い問題点と対応策を明らかにし、その過程で市政府としての対応を検討されることが望ましい。

表 4 目標・戦略・対策の関係

目標： 中小企業の活性化により杭州市経済を発展させる

対 策	戦 略	中小企業振興体制の整備	経営環境の整備	経営資源の改善支援
本文記載場所				
1. 中小企業振興政策	5.1	◎		
(1) 中小企業定義の明確化		◎		
(2) 振興すべき分野の選択		◎		
1) 中小企業振興一般政策	5.2.1			
2) 国際競争力強化を必要とする中小企業	5.2.2			
3) 高技術型中小企業	5.2.3			
4) 地域集約型中小企業	5.2.4			
5) 部品産業中小企業	5.2.5			
6) 初級産品加工型中小企業	5.2.6			
7) 特定産業分野中小企業	5.2.7			
2. 政策実施体制整備		◎		
中小企業支援組織の整備	5.3.1			
1) 中小企業発展グループ組織設立				
2) 中小企業処の充実				
3) 関連組織の充実				
4) 工商会連合会の機能充実				
3. 振興施策担当者の育成	5.3.2	◎		
4. 中小企業及び個人の信用の樹立	5.3.3	◎		
5. 金融制度	5.3.4		◎	
中小企業金融				
1) 産業金融整備				
2) 信用担保機構整備				
6. 投資基金	5.3.5		◎	
プライベートエクイティ・インベストメント市場整備				
リミテッド・パートナー式ベンチャーキャピタル設立検討				
投資基金会社設立のアドバイザー・サービス パイロット	6.2		▲	
7. 中小企業の人材育成	5.3.6			◎
8. 指導員の育成	5.3.7			●
9. 中小企業経営調査と経営指標・原価指標作成	5.3.8			○
10. 技術開発のための施設整備	5.3.9			◎
産地診断	5.3.10			●
中小企業の情報化支援	4.5			○
中小企業ネットワーク	6.1			▲

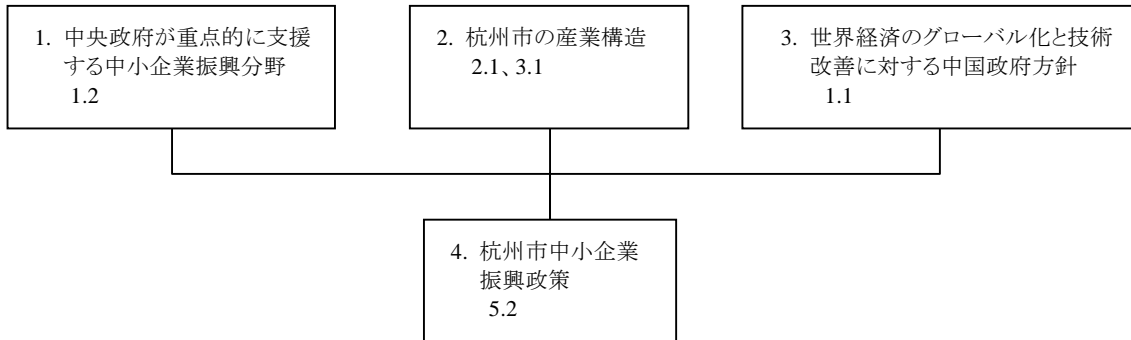
○は政策、◎は特に関係深い、●は直ちに着手する対策、▲はパイロット・プロジェクトを示す。

2. 中小企業基本政策と振興すべき対象分野

杭州の中小企業振興は今緒についたところであり、具体的な中小企業基本政策を策定する時期にある。基本政策には振興すべき中小企業分野の選定や具体的支援方法の充実が必要である。

振興すべき対象分野は、1. 中央政府が重点的に支援する中小企業分野、2. 杭州市の産業の現状、3. 世界経済のグローバル化と技術改善に対する中国政府方針に基づき選定した。

選択の方法



1. 中央政府が重点的に支援する中小企業振興分野

- (1) 科学技術型、就業型、資源の総合利用型、農産物加工型、輸出型、地域サービス型などの中小企業であり、その製品の品質及び技術レベルを絶えず高めさせ、製品の品種を増加させ、市場の要求を満足させる。
- (2) 技術レベルが低い、品質が悪い、環境汚染、資源浪費及び安全操業の条件を満たさない中小企業は国の法律・規制に基づき、措置をとり、閉鎖させる。

2. 杭州市の産業の現状

- (1) 旺盛な発展意欲のある企業が多い。(投資機会が多い)
- (2) 優秀な大学・研究機関を有し、ハイテク産業(情報・医薬産業など)の成長基盤がある。
- (3) 家電製品組立産業があり、部品産業が存在する。
- (4) 一地域に特定産業が集積している。
- (5) 輸出企業が多い。
- (6) 農産物加工資源がある。
- (7) 産業の主力は、①機械・電気・電子(半導体・コンピューターなどを含む)、②化学、③医薬品、④紡績・縫製、⑤軽工業、⑥食品工業、⑦情報などで、重化学工業はない。

3. 世界経済のグローバル化と技術改善に対する中国政府方針

- (1) WTOへの加盟を含めてグローバル化する国際市場に参加する。
- (2) 社会主義計画経済から、社会主義市場経済への移向を推進する。
- (3) 世界的に進展している科学技術(IT,生化学など)の振興を図る。

4. 杭州市中小企業振興分野

	選択理由(上記)
(1) 中小企業振興一般政策(杭州市既存の産業の近代化)	: 1 (1)、3 (2)
(2) 国際競争力強化策	: 2 (5)、3 (1)
(3) 高技術型中小企業	: 2 (2)、3 (3)
(4) 地域集約型中小企業	: 2 (4)
(5) 部品産業中小企業	: 2 (3)
(6) 初級産品加工型中小企業	: 1 (1)、2 (6)、2 (7)
(7) 特定産業分野中小企業	: 2 (7)

図 6 杭州市中小企業振興分野の選択

3. 振興のための対策

中小企業振興対策は、1. 経営環境（アンケート調査）、2. 経営資源（企業診断、指導）、3. 杭州市中小企業の将来の問題（アンケート調査）、4. 中小企業振興の現状と課題から作成した。

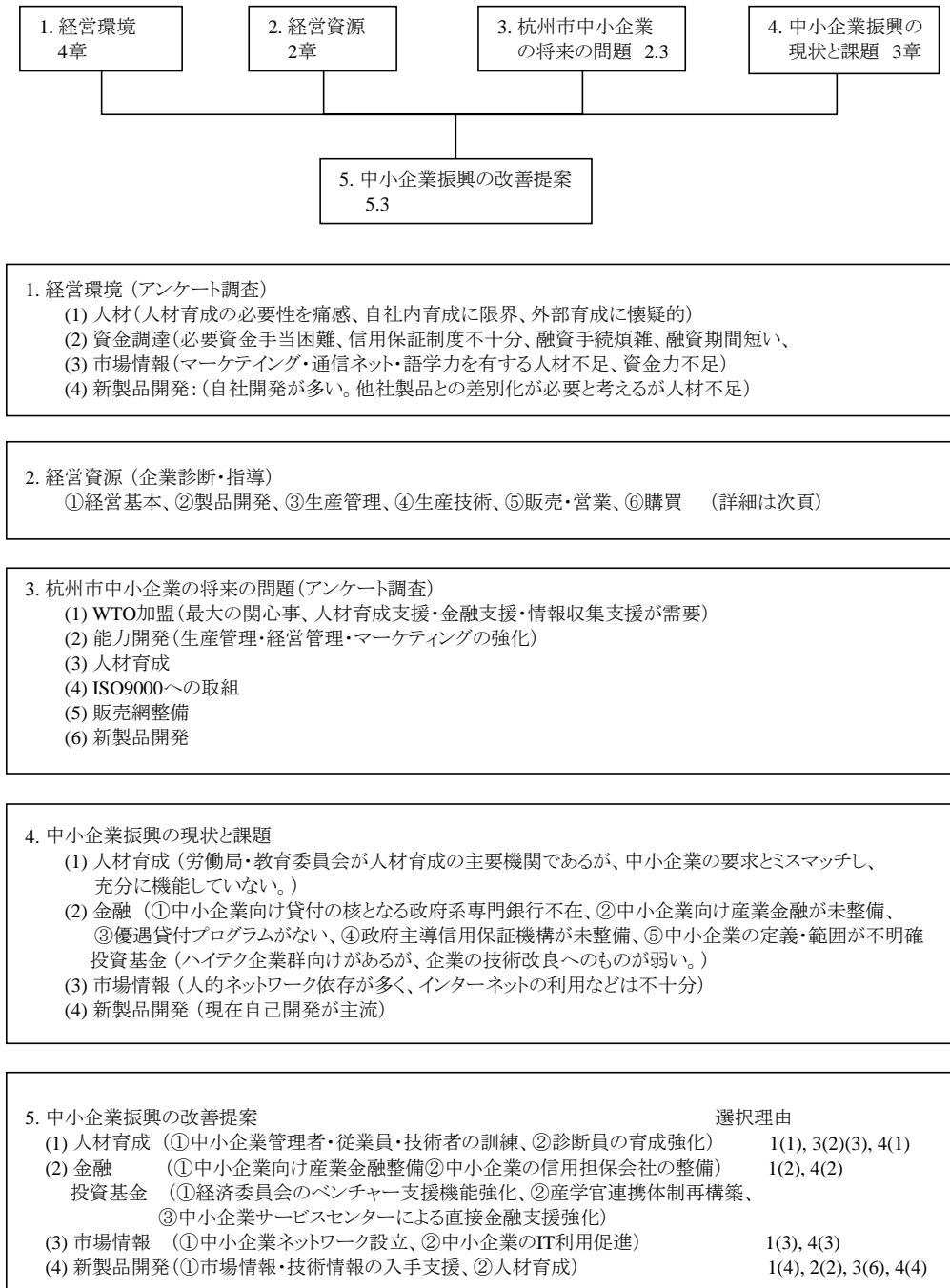


図 7 中小企業支援の改善のための対策

2. 経営資源の詳細

診断・指導を通して得られた中小企業の問題点と対応策

企業の診断・指導は機械・電子、紡績、食品、軽工業 4 業種の中から、簡易診断には 52 社、モデル企業には 10 社を選定して行われたものである。今回の調査は企業数が限られており、杭州市の中小企業全体の抱える課題がすべて明らかにされているとは言えない。しかし、ある傾向は示しているものと想定の下に記述する。

表 5 企業診断・指導による企業の内部課題と政府の支援

項目	現状・課題	政府支援提案
経営基本	国営企業・民営化後の企業でも経営資本が従業員持分が多い企業などでは、経営改善に障害がある。市場志向の企業もあるが、経営者・中堅幹部の意識が低いものが多い。	経営者・中堅幹部の意識改革の為に訓練を行う。内容は、経営基本・経理・労務・販売・資材・購買など企業経営に必要な管理技術を含む。(5.3.6)
製品開発	機械・電子部門：自社に開発設計部門を持ち、特徴ある製品の系列化・顧客の仕様への対応を行い、設計に CAD を使用している企業も多い。ただ、以前の設計だったり、製品評価を国家・客先に依存するなど、自社技術の向上・強化、評価技術・設備の整備などが必要 紡績部門：5 社中 4 社が新商品開発部門を持つ。殆どが自社開発だが不織布など大学と共同研究している。 軽工業：研究開発部門を持ち、開発を自社で行うことが多いが、大学・公的機関に委託しているものもある。	経営者への新技術研修の実施(5.3.6) 技術開発のための施設整備(5.3.9)
管理技術	1.製造原価明細書は外資系を除き上部機関に提出の義務がない。製造原価明細・販管費明細などはっきりしない場合が多い。 2.自社の経営・業績の業界での位置づけがわからない。 3.品質管理・在庫管理・生産管理などで改良すべき点が多い。 4.作業環境では優れた工場も多いが、問題の工場もある。	1.製造原価明細表を整備するように指導する。 2.経営指標・原価指標の作成(5.3.8) 3.一般従業員・技術者の研修(5.3.6)
生産技術	品質重視の姿勢が強く、ISO9000 取得企業がかなりあるが、必要性がわかかっていても資金・技術で動けない企業もある。 機械・電子では、自動化・新鋭設備導入を希望している。	生産管理に対する現場作業員・技術者の研修(5.3.6) 経営者への新技術研修(5.3.6)
販売・営業	「市場原理」というキーワードがよく使われが、販売網拡大・輸出増加を図る企業が多い。輸出増加を望みながら情報不足でマーケティングしていない企業もある。製品により地場の需要を追う企業もある。(7.8) 業績の良い会社では、製品が競争優位を有し、価格競争を回避し、商品をブランド化し、市場ターゲットをきめている。 一方、価格競争にさらされている企業も多い。販売計画を持つ企業を含めて、市場の需要予測や競合企業分析などを充分には行われていない模様。(2.3.1.1(6))	中小企業ネットによる情報提供を提案する。このネットに、マーケティング専用コーナーを設け、各種商品展覧会開催案内・新商品開発情報紹介・マーケティング啓発教育講座などの案内をする。(2.3.1.1(6)) 中小企業向けマーケティング講座を開く。(2.3.1.1(6)) 杭州市として見本市などを開く。(2.3.1.1(6))
素材・部品調達	部品の自社生産をする企業が多い。外部調達では、国内市場からの調達が多いが、製品の品質確保の観点から輸入されるものもある。(7.8) 紡績：繊維原料・化学薬品・部品などは特殊品除き殆ど国産	自工場で、なんでも生産する体制は好ましくない。自工場に適す生産に集中することが経済的である。

4. 実施計画

中小企業基本政策の策定、振興すべき分野の選択及び支援すべき具体的対策についてそれぞれ調査団としての提案を行い、その提案の中から直ちに着手する対象を提案し、またパイロット・プロジェクトを実施してきた。

以下に、実施計画を進めるための時期について、直ちに着手すべき対策と、検討を経て、早期に実施に移すことが必要な対策とにわけて提案する。

(1) 直ちに着手すべき対策

直ちに着手すべき対策は、1)中小企業振興のベースになるもの、2)既に着手しているパイロット・プロジェクト、及び 3)現体制でも実行可能で、今回調査の継続的意味のある対策からなる。

1) 中小企業振興政策を促進する体制の整備のベースになるものは以下のものである。

- ① 振興組織の改善： 5.3.1 “中小企業支援組織の整備” に記載した①中小企業発展指導グループの設置、②中小企業処とその傘下の組織の充実③商工連など既存組織との連携強化は、中小企業振興の要になるもので、優先分野の選択・具体的対策の推進を行う上で欠かすことが出来ない。
- ② 振興施策担当者の育成： 中小企業振興に関与する市政府・関連組織の人材育成は、上記、組織の整備と共に早急に実施することが必要で、組織整備の間でも、調査団が提示した提案をもとに具体的計画をたて、実施に移すことが必要である。
- ③ 中小企業及び個人の信用の樹立： 第3次現地調査において杭州市の要請により追加したもので、主として奨励制度について記述している。

2) パイロット・プロジェクトの継続として下記がある。

- ① 中小企業ネットワーク： 6.1 “中小企業ネットワーク” は、杭州市の努力により、3月末から稼動に入り、データの更新を含めて運転が継続されている。しかし、アクセス数の急増に対してサーバー能力の不足、ハッカー対策の必要性の増加等、当初設置された機材では不足しており、拡張の必要性に直面しているし、中小企業へのIT普及のための教育や海外の既存ネットとのリンクなどを含めて、杭州の中小企業の為に有効に活用されるための努力が必要である。

- ② 投資基金設立： 6.2 “投資基金”については、アドバイザー・サービス実施期間中に杭州市はリミテッド・パートナー方式（LPS）の検討を進め、その実現に努力をしている。この実現は、中国国内でもモデル的意味もあり、早期に実現することが望ましい。特に、杭州市政府による LPS への投資の決定等、政府の早期の決定が待たれる。
- 3) 振興対策の中で調査団は下記を早期に実施する対策として提案した。これらは、今回調査に含まれた企業診断・指導の延長線にあり、継続的に実施する基盤がある。
- ① 診断員の育成強化： 指導員の育成は、今回の診断・指導の結果、指導員の役割が効果的であることが認められたことによる。指導員の育成には、企業管理の指導員と物作りの指導員を提案している。また、企業管理も最低必要なものと、将来的なものを提案している。中小企業処及び中小企業サービスセンターが中心となり、最低限の管理についての研修に直ちに着手することを提案したい。これにより、今回調査の結果もより活かされることになる。
- ② 産地診断の実施： 5.2.4 “地域集約型中小企業”に述べた様に、杭州には、地域集約型中小企業群が多数あり、市場への対応が必要になっている。今回の診断・指導の間に分水鎮にあるボールペン工場群を訪問し、診断・アンケート調査・セミナーの開催を行った。その結果、地域での共同作業による改善が図られることが認められた。適切な改善を図るためには現状・課題・対策を明確にする必要があり、直ちに着手する対策として 5.3.10 “産地診断”を提案した。中小企業処は現地分水鎮を支援して、先ず、分水鎮のボールペン工場群に対する産地診断を直ちに実施し、その後、その他の地域集約型産業に適用することが望ましい。
- (2) 検討を経て、実施に移すことが必要なもの
- 5.2 “優先分野の選択”と 5.3 “振興のための対策”の下記項目の検討は、上記中小企業発展指導グループが最初に取り組むべき問題である。勿論、設置前でも経済委員会が主体となり検討を進めることが必要である。
- 1) 優先分野の選択： 調査団は、5.2 に優先分野の選択理由を示し、6 分野を提案し、それぞれ日本の例を記述した。これらに対して、調査の期間中には、杭州市側と

意見交換をする機会がなかった。杭州として優先分野を選定し、各優先分野について適切な対策をたてることを期待する。

- 2) 振興対策の選択：直ちに着手する対策以外として、下記を提案している。いずれも、検討し早期に実施されることを期待したい。
 - ① 中小企業金融については、a. 政府系中小企業専門銀行の整備、b. 優遇貸付条件の容認、c. 信用担保機構の整備を調査団は提案している。杭州市経済委員会（傘下の中小企業処と中小企業サービスセンターを含む）と人民銀行を中心として、上記提案について協議し、実施されることを期待したい。
 - ② 人材育成のうち、a. 中小企業の経営者・技術者・従業員の研修と、b. 指導員の管理内容の高度化と物作りの研修については、中小企業技術創新促進センターが中心となり、既存の研修関連機関と協議して、効果的な対策を立てることを望みたい。その場合、杭州に進出している海外企業の積極的な活用も検討されることを薦めたい。
 - ③ 経営指標の作成は、各中小企業が業界における自社の位置を知る上で重要であり、又、中小企業振興に携わる市政府関係機関も杭州市の中小企業の実態を把握する上でも有効である。
 - ④ 技術開発のための施設整備は、規模の制約から中小企業が個別に保有できない施設を共同で持つことの提案である。杭州には、幾つかの人材育成機関があるが、中小企業の要望に答えていない。調査団の提案内容を含めて、既存の人材育成機関と協議して、適切な場所・機材の選定を含めて必要な施設を整備されることが必要である。

表 6 直ちに着手すべき問題

提案項目	内容	必要性・現状	実施主体
振興組織の改善	①中小企業発展指導グループの設置、②中小企業処とその傘下の組織の充実、③商工連など既存組織との連携強化。調査団は5.3.1 組織で提案している。	中小企業振興の要になるもので、優先分野の選択・具体的対策の推進を行う上で欠かすことが出来ない	市長を含む杭州市政府として決定
振興施策担当者の育成	中小企業振興に関与する人材が、中小企業の実態把握と振興対策について習熟する為の座学・現場研修を行う。調査団は5.3.2 人材育成に提案している。	組織だけできても、そこで働く人材が不適切では何もならない。	経済委員会・中小企業処・中小企業サービスセンター
中小企業及び個人の信用の樹立	優良企業を表彰する	中小企業の改善意欲を喚起する	経済委員会
中小企業ネットワークの維持と発展(パイロット)	中小企業の情報へのアクセスの強化。パイロット・プロジェクトとして、既に設立され、稼動中。	運転中の中小企業ネットワークの維持と中小企業へのIT普及や海外ネットとの接続などにより中小企業の要請に答えることが必要である。	中小企業サービスセンター
投資基金設立(パイロット)	パイロット・プロジェクトとして協力で、リミテッド・パートナー方式による投資基金設立を推進中	投資基金の設立で、ハイテク産業及びハイテクを利用した企業の近代化を促進する。	経済委員会・中小企業処・中小企業サービスセンター
診断員の育成(管理関係最低限)	診断員に最低の管理関係の研修を行う。本調査で実施した企業診断・指導で成果をあげた。	最初のステージとして、管理関係で最低限必要な診断を中小企業に対して行い、企業の管理面の強化を図る。	中小企業技術創新促進センター
産地診断の実施	杭州に多く存在する地域集約型中小企業群が、市場への対応を図るために実態把握と対策を明らかにする。そのための産地診断を先ず分水鎮ボールペン企業群に対して行う。調査団は5.3.10に記述した。	産地診断により、杭州に多く存在する地域集約型産業の発展を図ることが出来る。	中小企業処は現地分水鎮に協力して、先ず分水鎮のボールペン工場群に対し実施する。

表 7 検討を経て、実施に移すことが必要なもの

提案項目	内容	必要性	実施主体
優先分野の選択	杭州市に適した中小企業の方野を選定する。また、選定された分野別に具体的対策を立てる。調査団は5.2に6分野を提案し、日本の例を記述した。	杭州市は、限定された資金・人材を中小企業振興に有効に活用できる。	当面、経済委員会が実施、中小企業発展指導グループが設置されれば同グループ
中小企業金融	調査団は、a.政府系中小企業専門銀行の整備、b.優遇貸付条件の容認、c.信用担保機構の整備を提案している	中小企業は、資金調達が困難であり、それを緩和する措置が必要である。	人民銀行・経済委員会
中小企業の経営者・技術者・従業員研修	中小企業で働く人材に対して、それぞれ求められる能力を育成する。調査団は、5.3.6人材育成において必要内容を提案している。	杭州の中小企業で不足しているものとして人材があり、その能力向上が中小企業の近代化に必要なである。	中小企業技術創新促進センター
指導員の管理内容の充実と物作りの研修	指導員の管理関係の内容の高度化と物作りの研修を進める。調査団は5.3.7診断員の育成に内容を提案してある。	中小企業が必要とする内容に対して指導員の能力を向上することで、企業の近代化を推進する。	中小企業技術創新促進センター
技術開発のための施設整備	機械・電子、電気、軽工業を対象とする試験・研究開発施設を設置する。調査団は5.3.9に内容を提案している。	材料・部品・製品機能検査の実施で、製品の品質・生産性向上が出来る。また、同施設利用で機器の操作や新技術の知識が得られる。	経済委員会・中小企業処・中小企業技術創新促進センター
経営指標の作成	中小企業の経営実態を計数によって把握し、これにより業種別・規模別の経営指標・原価指標を求める。5.3.8に記載。	中小企業は、自企業の経営上の優位性・弱点を知り、経営戦略に役立てることが可能になり、市政府は中小企業の実態把握で適切な政策に役立てられる。	中小企業処・中小企業サービスセンター

はじめに	1
1. 調査の背景と目的、範囲、工程.....	1
2. 調査の成果	3
3. 報告書の構成.....	3
4. 調査実施中に提出した資料：	5
中小企業振興政策のまとめ.....	8
1. 中小企業振興政策の枠組み.....	8
2. 中小企業基本政策と振興すべき対象分野.....	15
3. 振興のための対策.....	17
4. 実施計画	19
図 1 調査範囲	1
図 2 各調査ステージの日程と所要日数.....	2
図 3 本文の構成.....	4
図 4 中小企業振興政策の目標と戦略.....	11
図 5 基本政策の考え方.....	12
図 6 杭州市中小企業振興分野の選択.....	16
図 7 中小企業支援の改善のための対策.....	17
表 1 振興のための具体的対策と市政府の概略予算.....	9
表 2 中小企業支援のための提言.....	12
表 3 パイロット・プロジェクト.....	12
表 4 目標・戦略・対策の関係.....	14
表 5 企業診断・指導による企業の内部課題と政府の支援.....	18
表 6 直ちに着手すべき問題.....	22
表 7 検討を経て、実施に移すことが必要なもの.....	23

第 1 章

中国の中小企業

第1章 中国の中小企業

1.1 中小企業の現状¹

中国では中小企業の現状についての調査はまだ緒についたばかりである。工商行政管理局で企業登録を行った中小企業数は1,000万社を超え、登録企業全体の99%に相当する。流通分野の中小企業は全国販売拠点の90%以上である。中小企業による国内総生産（GDP）と純利益はそれぞれ国内全体の60%～40%を占めている。輸出による年間外貨獲得額1,500億USドルのうち60%は中小企業による。都市部就業機会の75%は中小企業により提供されている。1978～1996年の間に農業部門から流入した2億3,000万人の労働力人口のうち1億2,800万人は郷鎮企業に吸収された。中小企業は国民経済の全体の半分を支えている。中小企業の工業総生産額の60%、販売収入の57%、達成した税込み利潤は40%が総額に占める比率となっている。流通分野の90%、輸出総額の60%は中小企業が担っている。

中小企業セクターで過去10年間に見られた特徴は所有形態が多様化したことである。やや古い統計になるが1995年の全国工業調査によると、企業数ベースで「個人経営と私営小型企業」（以下私営企業と略す）77.7%、集体企業20.1%、国有企業1.4%、外資系企業0.6%という比率であった。生産高では、集体企業が51%、私営小型企業23.2%、国有企業と外資系企業はいずれも13%であった。特に、東部沿海地域では、非国有中小企業が著しい発展を遂げている。

特筆すべきことは中小企業のうち科学技術型中小企業の発展である。国民経済発展の中、経済成長と社会進歩の両翼を担っているのが科学技術型中小企業である。現在7万社を越える企業がある。年間の貿易額は6,000億元を越え、1992年に比較しても輸出外貨獲得額は98年では50倍以上である。

一方で民営化が進むに従い色々な問題点が現れ、多様な所有形態の企業に対する横断的な政策、制度の改革や構築が必要になって来た。中小企業政策は行政特有の縦割り機能に対する横断機能を強める役割を果すであろう。

中小企業は所有制、企業規模、所属区域によって管理担当機関が異なる。1つの企業を複数の行政機関が管理するため企業は対処に困惑する。

例えばプロジェクト審査、製品鑑定など職責が不明瞭で、多方面管理が行われる。社会のサービス体制の整備が不十分で私営企業の製品開発、市場に対する理解、資金の投入など無作為である。特に中小企業の資金調達には困難を極める。融資を受けられないために工場の稼働率が80%以下の企業が70%を越えている地域が数多くあるの

¹出所：国際協力銀行開発金融研究所が国务院経済発展センター発展戦略・地域経済研究部に委託した「中国中小企業調査」の結果に基づき、同センターがまとめた資料を参考にして調査団が要約したものである。

が現状である。所有権の曖昧さによって企業努力を損なっているケースも見られる。

(1) 中小企業の経営分析概況

国際協力銀行が国務院経済発展センターに委託した「中国中小企業調査」の一環として、1992年12月、中国4省（広東省、遼寧省、湖北省、雲南省）の中小企業2,800社アンケート調査を行い、1,121社から有効回答を得た。

調査内容は主に企業の経営状況、企業の基本的レベル、企業が直面している主要な問題、企業の政府および社会サービスに対する要望などに関するもので、中小企業の環境の内部要因と外部要因の分析のために実施した。

以下アンケート調査より、売上・利潤総額・資産負債率データを分析した結果、中小企業の売上は1995～1997年にかけて徐々に上昇し、連営企業（中国の企業形態の1部）を除き1998年下降に転じた。所有制別、セクター別、地域別に見るとかなり格差がある。所有制別の利益では私営企業の赤字額が最も大きく、国有企業がそれに次ぐ。セクター別の利益は、消費財製造業は連続赤字であるが、その他のセクターの企業利潤率は正常値を維持した。資本財および中間財製造の利潤額は年々減少した。資産負債率は年々上昇し1998年には84%の高レベルに達した。因みに中国統計年鑑によれば1999年全国の国有および国有持ち株工業企業の資産負債率は62%で、大中型工業企業の資産負債率は60%となっている。

所有制別では、私営企業の資産負債率は131%に達し、国有企業は87%、集体企業49%であった。セクター別では、第3次産業企業の資産負債率は97%に達した。資本財製造業の資産負債率は最も低く53%であり、遼寧省の企業の場合は101%である。

労働力については、中等専門学校（技能学校・職業学校・高校）以上の学歴の従業員が全従業員に占める割合は増加傾向にはあるが、依然として技能レベルは低い。1999年の数字では農村も含めて全就業人口中の中等専門学校以上の学歴が占める比率は15.7%である。ISO取得についても、生産力促進センターや一部の工場では熱心であるものの、ISO 9000シリーズ認証の取得比率は平均17%である。

(2) 中小企業が直面している主な問題

1) 定年退職者、リストラ人員の負担が重い

全在籍従業員総数に占める稼働従業員の比率が年々下降している

2) 生産販売比率、設備稼働率、製品販売ルート

設備稼働率については80%以下の稼働率の企業は45.9%。所有制別では、国有企業が57.5%、中外合弁企業は30.1%である。稼働率が低水準の理由としては「製品コストが高すぎ競争力に欠ける」が最も多く、偽物、劣悪製品の影響や営業手段の不足を上げている。販売面の問題としては、「製品の市場規模が小さ

く、販売が限定されている」が最も多く、販売手段が弱い、製品の競争力が無い或は市場に於ける無秩序な競争などが指摘されている。

3) 生産設備の技術レベルの低さが指摘されている。これは国有企業であることに起因しており、生産現場での市場経済化が機能していないのが理由である。

4) 資金難

資金環境が「悪い」、「比較的悪い」と評価した企業とその他の企業について、資金の調達元、利益額、資産負債率について、比較分析した。その結果、資金の調達元については差がなく、利益額および資産負債率については大きな差があった。なおローンの条件については、大半の企業が年利5～8%、期間6～12カ月、借り入限度額500万元以下となっている。

(3) 経営環境

- 法規制環境：企業の合法權益が保護されているか、経済的問題や知的所有権の発生したとき、速やかに解決して貰えるかどうかと云う設問に対しては普通かやや良いとの回答が80%を超えている。
- 資金環境：企業の資金環境に対する評価はかなり厳しい。「悪い」と「やや悪い」の合計は全体の45.1%に達し、「良い」と評価する企業は3.5%しかない。
- 市場環境：企業間の取引が公平に行われているかは、80%が「普通」か「やや良い」と答えている。
- 信用環境：売掛債権回収が期待どおりにできるかどうかについては、「悪い」が36%で「良い」と「比較的良い」の28%を上回っている。
- 社会環境：不合理な費用徴収、中小企業に対しての社会的通念、政府部門による中小企業へのサービスの提供などについては、「普通」か「比較的良い」との回答が80%強である。

(4) 企業のニーズ

- 資金難の早期解決：
 - 大半の調査対象企業は、資金不足が企業発展の阻害要因と認識し、資金環境について融資獲得が難しいという結論を出した。融資難の改善を通じて資金不足の問題を解決することは、中小企業の最も望ましい課題である。
- 企業の情報に対するニーズは市場情報と人材情報
- 企業の知識に対するニーズは企業の発展戦略：
 - 企業の発展戦略に関する知識と市場・営業に関する知識が主な要望である
- 政府部門のサポートに対するニーズは情報サービスである。

1.2 中小企業政策²

1.2.1 中小企業政策の採用

1978年以後、中国政府は経済法制度の構築を重視し、法律と規定を間断なく作成して来た。中小企業を含む各種企業の発展のため、中国政府は、法律や法規の作成に力を入れてきた。即ち「公司法」「郷鎮企業法」「中外合資企業法」「中外合作企業法」「合名企業法」「郷鎮集団所有制企業条例」「私営企業暫定条例」「市発展に関しての株式合作制企業の指導に対する意見」「国有小型企業育成に関する若干の意見」など一連の法律、法規を施行している。

但し、従来中小企業法がなかったため、基本法を策定し、系統的に配慮した法規の体系策定を図っている。中国政府は1999年4月から、「中小企業促進法」の調整と研究を始め、2001年5月の発布を目指して、国務院経済発展センター、国家経済貿易委員会、国家財政部など作業グループで立案作成を行っている。政府の中小企業支援のきっかけは、1997年のアジアの通貨危機であった。郷鎮企業を中心とする中国企業への大きな打撃と、国有大企業改革によるリストラに伴って解雇された労働者の受け皿として中小企業が注目されるようになった。1998年に国務院経済発展センターで、浙江省と江蘇省の中小企業調査の結果、社会的評価が低く、且つ企業自体にも良い人材なく、経営能力が低く、家族的経営である等の問題があることが分かった。これを踏まえて、1998年9月に中小企業振興策の提言を行った。これを契機に中小企業育成の機運が高まり、朱鎔基首相が銀行に対して中小企業用の窓口を設置するよう指示をした。江沢民国家主席も中小企業の発展を重視せよと呼びかけていたことに続き、中央と地方の各級政府は中小企業の問題を重視するようになった。しかしながら、長期にわたり実施していた計画経済や伝統意識の影響を受け、中小企業の発展は依然として制限されている。現状を根本的に改善するため「中小企業促進法」の制定を急ぐこと等の施策を打ち出した。この要旨は以下の通りである。

- 1) 法律や法規体制を整備し、中小企業の分類基準を明確にし、政策の目標、国の行政機関・外郭団体による支援システムを構築する。
- 2) 中小企業の行政機構を設置・整備すること。同機構に政策策定、マクロ指導、統一調整などの機能を持たせ、中小企業の発展により良い環境を提供する。
- 3) 「中小企業の発展を奨励・支援する政策意見」の策定や公布を急ぐこと。中小企業の政策フレームを完備すること。
- 4) 金融体制を整備すること。中小企業向けの直接金融と間接金融など資金調達の多様化を模索し、中小企業起業へのベンチャー投資体制を構築し、中小企業向

² 出所：国家経済貿易委員会「中小企業発展の支援および促進に関する若干の政策意見」2000年7月6日

けの金融機構を発足し、信用保証制度を整備する。

- 5) 中小企業向けの財政政策を整備すること。中小企業向けの直接投資、貸付、税制面での政府支援策，中小企業の社会保険に対する財政支出などが含まれる。
- 6) 中小企業へのサービスシステムを構築すること。中小企業向けにサービスを提供する仲介機構や民間組織を支援する。中小企業への診断およびコンサルティング、情報収集、交流、市場開拓、人材育成に協力する。
- 7) 中小企業改革を進めること。合併、リース、請負経営、株式合作制等により国有中小企業改革を促進する。資産所有権を明確化させ、効率の良い企業制度を構築し、多様な所有形態の共同発展を促進する。
- 8) 中小企業の体力向上を奨励・促進すること。中小企業の専門企業やハイテク企業への発展を支援し、技術革新能力と市場競争能力を向上させる。
- 9) 都市・農村部の失業者、レイオフ者による中小企業の起業を支援し、雇用創出に力を入れる。

このようなフレームから中小企業司が設置され、「中小企業発展の支援および促進に関する若干の政策意見」が提出され、現在「中小企業基本法」が起草されている。

1.2.2 中小企業発展の支援および促進に関する若干の政策意見

党の15回代表大会および15回4中全会の精神を貫徹するため、中小企業、特に中小の高新企業への支援を確実に強化し、中小企業の健全な発展を促進するために、以下の政策意見を提出する。（国家経済貿易委員会「中小企業発展の奨励および促進に関する若干の政策意見」）前述したように現在「中小企業基本法」を起草中である。

(1) 構造調整の推進強化

- 1) 各級政府は現在経済構造調整の有利な機会を十分に利用し、中小企業の構造調整を強力に推進しなければならない。既に公布された、a)遅れた生産力、b)プロセスおよび製品を淘汰するリスト、c)工商投資分野において建設の重複を防ぐリストを確実に実行し、先進性を求め、後進性を淘汰する。目下、国が重点的に支援するのは科学技術型、雇用創出型、資源の総合利用型、農副産品加工型、輸出外貨獲得型、地域サービス型などの中小企業であり、その製品の品質および技術レベルを絶えず高めさせ、製品の品種を増加させ、市場の要求を満足させる。技術レベルが低く、品質が悪く、環境を汚染し、資源を浪費し、安全操業の条件を満たさない中小企業に対しては、国の法律・法規および政策に基づき、強力な措置を講じ、企業を閉鎖させる。
- 2) 中小企業を設立する時の審査、許可手順を簡略化し、企業登録の際、関係部署は、

法律・行政法規の規定以外に、事前に前提を付けた審査条件を作ってはならない。中小企業の破産および清算の簡易手順を検討、模索し、休業の督促、リスクの予備警告、債務の再建および法律に基づく破産などの制度を徐々に整備する。

- 3) 大企業、大集団の発展と中小企業の支援を並行させる方針を堅持し、中小企業を「専一専門化、精一精悍化、特一特別化、新一新型化」という方向に発展するよう奨励し、大企業、大集団と分業協力し、專業相互補完の産業連関群を形成する。“優良で強い”中小企業の発展を重点的に支援し、各種相異なる類型中小企業の発展経験およびモデルの方式を絶えず総括して普及させる。
- 4) 中・西部地区の中小企業に対する発展支援を強化する。国内および海外の各種投資者の中・西部地区における投資および中小企業の創業を奨励誘致するために、中・西部地区の地方政府は規定された権限内で財政、税収および土地使用等の面で政策的支援を与えることができる。

(2) 技術革新の奨励

- 1) 各級政府は（中共中央、国務院の技術革新の強化、高科学技術の発展、産業化の実現強化に関する決定）一中発 1999-14 号—を強力に貫徹し、ベンチャー投資基金の設立などの必要な措置を取り、技術革新能力のレベルアップ、科学技術成果の事業化の促進等において、中小企業、特に科学技術型中小企業に対し、効果的な支援を与えなければならない。
- 2) 既存の各種科学技術、工業団地によって技術革新を牽引および波及させ、地域およびセクターごとの技術革新サービス機構の成功経験を検討して総括する。「国務院弁公庁が科学技術部などの部署に伝達した科学技術の成果の産業化促進に関する若干の規定の通知」（国弁発 1999-29 号）を確実に実行させ、中小企業技術革新基地および産業化基地の育成を加速する。
- 3) 各種投資者が技術などの生産要素を以って中小企業を創業することを奨励し、その評価額は登録資本の 35%（別途約定がある場合は除く）を占めることができる。所有制を転換した国有・集体中小企業は、企業の正味資産の価値増加部分を一定の割合で株式化して、特別貢献者を奨励することができる。

(3) 税財政政策の支援を增強

- 1) 各級政府は財力の状況に基づき、一定の資金を投入して、重点的に中小企業の信用保証、創業支援、科学技術成果の産業化および技術改造プロジェクトの利子補填等に用い、中小企業の発展を支援しなければならない。
- 2) 各種の中小企業が国内で国家産業政策に合致する技術改造プロジェクトに投資した場合、規定により投資企業所得税を相殺免除する政策を享受でき、具体的な方法は国の統一規定に基づいて実行される。国有企業のリストラされた従業員

員が中小企業を創業した場合は、国の規定により減免税の優遇政策を享受できる。中小企業が更に早く発展するよう奨励するために、工業系企業の増値税、小規模納税者の税収負担軽減の方法を早急に検討しなければならない。全国の実験対象範囲とされた非営利中小企業信用保証、再保証機構は地方政府によって確定することができ、その保証業務従事によって得られる収入について、3年内営業税が免除される。

(4) 融資ルートを積極的に拡大開拓

- 1) 中小企業を主なサービス対象とする株式銀行、都市商業銀行、都市農村合作金融機関などを奨励、支持する。商業銀行、特に国有商業銀行が融資の安全性という前提の下に、中小企業向け融資の奨励および制約の仕組みの設立を奨励し、融資の質を保証すると同時に、中小企業への融資比率を確実に高める。政策銀行が現行の業務の範囲内で、国家の産業政策に合致し、市場の将来性のある、技術レベルの高い、経済効果の良い中小企業の発展を支持するよう奨励する。
- 2) 中小企業の貸出利率の変動幅を引き続き拡大する。銀行は中小企業の経営の特長に基づき、速やかに信用貸出制度を整備し、県級銀行の融資審査批准権限を合理的に確定し、融資審査批准の段階を減らし、作業効率を高めなければならない。中小企業の発展に相応しい融資サービスを積極的に研究開発し、銀行の中小企業に対する決算、財務相談、投資管理などの金融サービスを更に改善しなければならない。
- 3) 中小企業の直接融資ルートを逐次拡大し、中小企業、特に高新企業の上場融資および債券発行の条件を逐次緩和する。条件のある中小都市を選択し、企業法人間の中小企業所有権取引のモデルを設立する。中小企業の合併、合作、所有権譲渡などの方式による外資の利用によって、現代企業制度への改造へと導き、推進し、規範化させる。
- 4) 社会および民間の投資を奨励して、中小企業ベンチャー投資会社およびベンチャー投資基金の管理方式と市場からの撤退の仕組みを模索し構築する。関係部署はベンチャー投資の市場参入および従事資格を厳格に管理し、ベンチャー投資の市場行動を規範化し、政府のベンチャー投資に対する指導力を十分に発揮させる。各級政府部門は直接中小企業のベンチャー投資業務に従事してはならない。

(5) 信用保証システムを設立加速する

- 1) 各級政府および関係部署は中小企業特に科学技術型中小企業を主なサービス対象とする中央、省、地区（市）の信用保証システムの設立を加速しなければならない。中小企業融資のための条件を作るために、保証機構の参入制度、資金補助制度、信用評価およびリスクコントロール制度、セクター調整および自律制度を整備する。
- 2) 条件が揃ったいくつかの省、自治区、直轄市を選び、保証および再保証のモデル

とし、国家中小企業信用再保証機構の設立を模索し、中小企業信用保証機構のために再保証サービスを提供すし、且つ中小企業信用保証機構の発展を加速すると同時に、企業の互助保証および商業性保証業務の発展を推進しなければならない。政府が出資する中小企業保証機構に対し、行政と企業の分離および市場原理の運営を実行し、且つ一律に地方中小企業信用保証システムに取り入れなければならない。各級政府部門が具体的な保証業務に従事することを禁ずる。

(6) 社会的サービスシステムの健全化

- 1) 各級政府は中小企業への管理職能を転換し、資金融資、信用保証、技術支援、管理のコンサルティング、情報サービス、市場開拓および人材トレーニングなどを主要内容とする中小企業サービスシステムの設立を推進しなければならない。そして中小企業サービスシステムの建設に対しては必要な資金および政策支援を与えなければならない。中小企業セクター協会など仲介機関の発展、効果的な実行基準と監督の仕組みの構築、監督の強化、サービスの社会化、専門化と規範化の実現を推進しなければならない。
- 2) 各級政府は現地の実情に基づき、科学技術の体制改革に合わせ、各種研究部門が中小企業を主なサービス対象とする仲介機構へ転換することを奨励支持し、研究所、大学および各種協会などの機構が中小企業向けに積極的なサービスを展開することを奨励支持し、且つ技術商談、特許および部品の入札、人員トレーニングなどの方法を通じ、中小企業に技術革新および科学技術の産業化方面のサービスを提供しなければならない。
- 3) コンピューターネットワーク等の先進的な技術手段を十分利用し、社会にオープンな中小企業情報サービスシステムを逐次設立健全化し、中小企業が政策、技術、市場、人材、情報を獲得するに便宜を与える。条件が揃った地域で中小企業の電子商務取引のモデルを設立し、中小企業の市場開発コスト低減のための条件を創出する。
- 4) 政府の誘導、業界の指導、企業間の協力および企業の独自トレーニングなど多種の形式を採用し、現存の管理学校、トレーニングセンターを十分に利用し、中小企業向けの投資相談および職業技能トレーニングなどを展開する。経営者の評価および推薦センターを逐次設立し、中小企業者専門市場を発展整備する。

(7) 公平な競争の外部環境の創出

- 1) 中小企業の経営環境を積極的に改善する。各級政府は現地の実情に基づき、法律により、中小企業の発展に不利な各種行政法規および政策規定を取り消し、各種中小企業の発展に有利な政策を制定し、当地域にある中小企業の健全な発展を促進する。
- 2) 各地域、各関係部署は「企業に対する費用の不正な徴収、罰金および各種金銭面分担強要などの問題の処理に関する中共中央、国務院の決定」中発 1997-14 号を厳

守し、中小企業の負担を確実に軽減させなければならない。県（市）国有、集体中小企業の管理費と都市給水、ガスおよび電力供給量増加費（費用補填）に関する規定を逐次取り消し、且つ中小企業融資抵当物件登録費用の徴収基準を低減しなければならない。各地は撤廃された徴収項目の実行状況の監督検査を強化し、当地域中小企業の費用減免の具体策を提出しなければならない。別の名目を立てて、中小企業の負担を増やす者に対し、徹底的に検挙処分しなければならない。各級政府は条件を作って、大企業が一部の製品および部品の製造を中小企業に下請けに出すよう奨励しなければならない。同時に、各種の地方保護主義措置を取り消し、中小企業と大企業が公平に競争できる有利な市場環境を創出しなければならない。

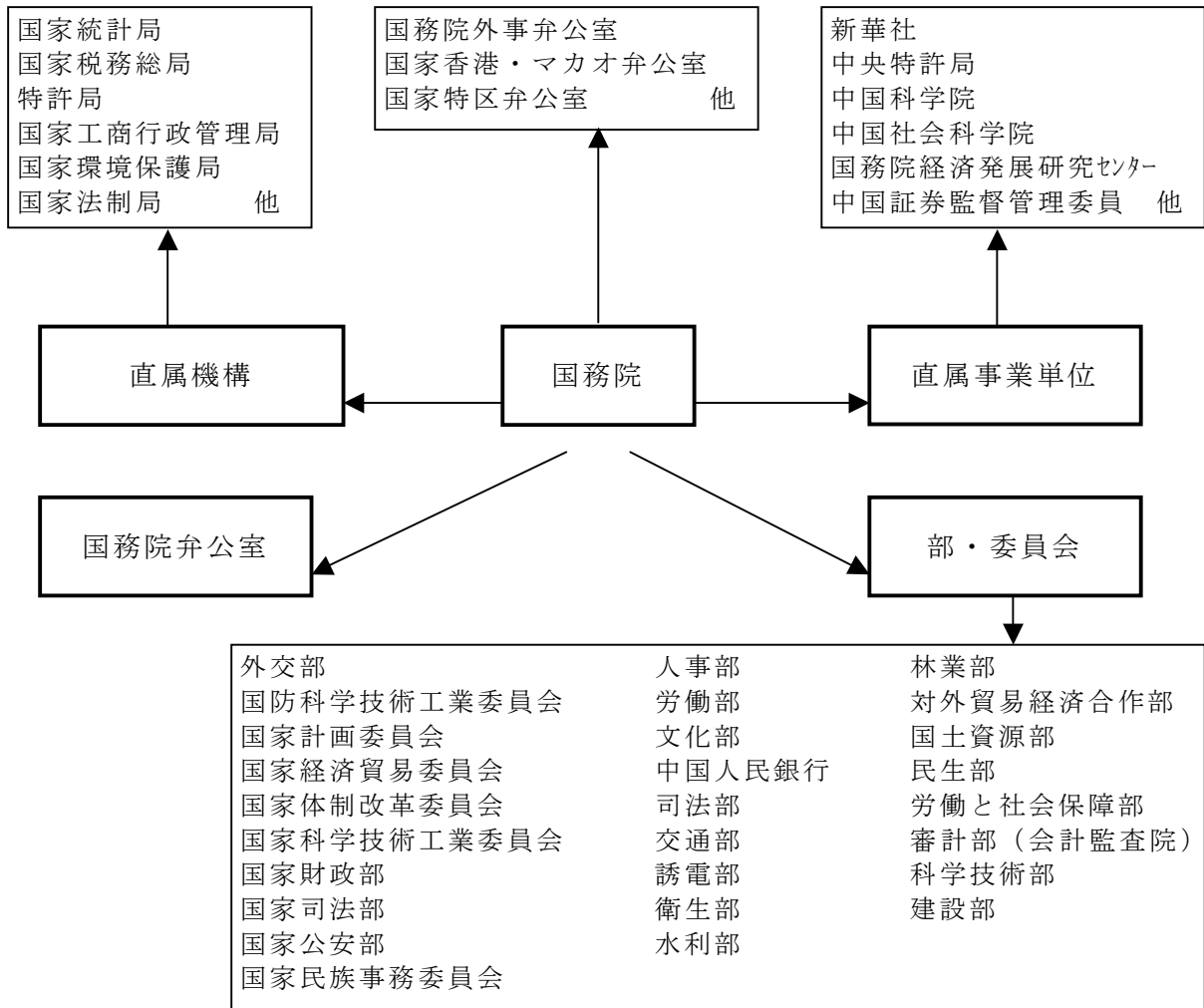
- 3) 中小企業が自ら輸出入業務を営むことを支援し、審査批准制から資格登録制へのシフトを加速し、条件を満たす中小企業に關係手続きの協力をし、中小企業の国際競争への参入条件を創出する。中小企業特に高新製品を輸出する中小企業は「措置を取り、更なる輸出の拡大奨励について国务院弁公庁が対外經濟貿易部署に伝達した見解に関する通知」国弁發 1999-71 号の関連優遇政策を享受でき、外国企業の独資或は株式参加による中小企業の創業を奨励する。

(8) 組織指導の強化

- 1) 中小企業の健全な発展を奨励、促進することは長期的な厳しい戦略任務である。各級政府および關係部署は中小企業を重視し、開放による活性化と發展支援を並行する方針を堅持し、市場をリードし、サービスと支援を主旨として、中小企業の發展に良好な外部環境を創出する。各地区は大局に立って、組織指導を強化し、確実に責任をとり、中小企業發展のために政策調整を行う。中小企業の發展を促進するために国家經貿委は先頭に立ち、科学技術部、財政部、人民銀行、稅務總局が参加する全国中小企業發展推進工作指導小組を設立し、事務局は国家經貿委内に設置する。各地は地方の機構改革にあわせ、中小企業の管理体制を整理し、中小企業の管理機構をなるべく早く明確にし、当地区の中小企業の發展を推進しなければならない。
- 2) 關係部署は調査研究に基づき、中小企業の実情を客觀的に反映する統計指標システムおよび中小企業基準をなるべく早く提出しなければならない。
- 3) 本意見は都市農村の国有・集体所有、私營、株式制、株式合資制、共同經營および個人独資等各種中小企業に適合し、具体的実施方法は全国中小企業發展推進工作指導小組が關係部署を組織して策定する。

1.3 中央政府組織³

中央政府組織を図 1.3.1 に示す。



調査団作成

図1.3.1 中央政府組織図

³ 人民日報ホームページ (<http://www.peopledaily.co.jp>)、三菱総合研究所「中国情報ハンドブック 2000年版」を参考に調査団が作成

国家經濟貿易委員会組織を図 1.3.2に示す。中小企業司は国家經貿委委員会に設けられている。

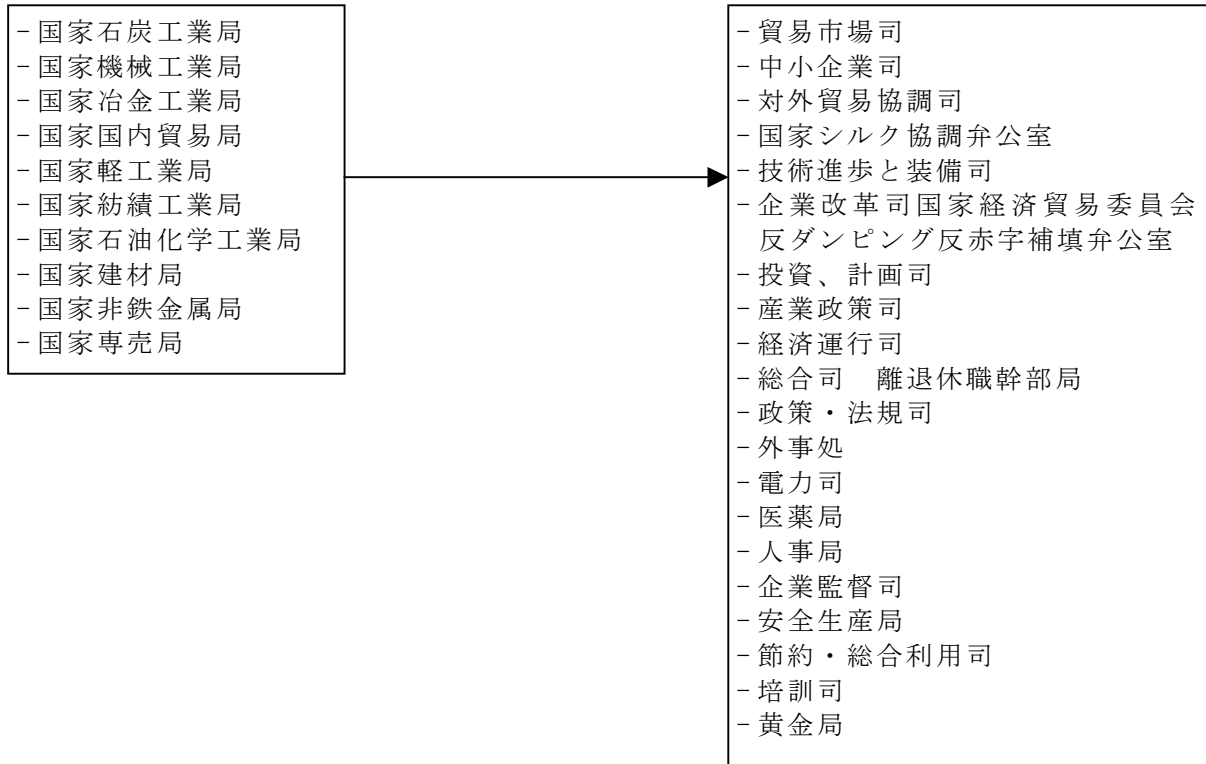


図1.3.2 国家經濟貿易委員会組織図

第 1 章 中国の中小企業	1
1.1 中小企業の現状	1
1.2 中小企業政策	1
1.2.1 中小企業政策の採用	1
1.2.2 中小企業発展の支援および促進に関する若干の政策意見.....	2
1.3 中央政府組織	1
図 1.3.1 中央政府組織図	1
図 1.3.2 国家経済貿易委員会組織図	2